

田原本町議会会議録目次

○9月4日（第1日）

開会（午前10時00分）	1-4
町長招集挨拶	1-4
会期の決定（9月4日から15日までの12日間）	1-5
会議録署名議員の選出（小走善秀、吉川博一、阪東吉三郎君）	1-5
報 告 現金出納検査の結果報告	1-5
同 第 2 号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて （同 意）	1-6
発議案の一括上程（発議第6号及び発議第7号の2議案について）	1-7
趣旨説明	1-7
質 疑	1-10
討 論	1-17
採 決	
発議第6号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書 （原案可決）	1-23
発議第7号 平和安全法制関連2法案の廃案を求める意見書 （否 決）	1-23
報 第 1 4 号 平成26年度田原本町健全化判断比率の報告	1-24
報 第 1 5 号 平成26年度田原本町資金不足比率の報告	1-24
議案の一括上程（議第39号より認第1号までの7議案について）	1-25
町長より提案理由の説明	1-26
決算審査特別委員会の設置について	1-28
決算審査特別委員会の委員選任について	1-29
上程議案の委員会付託について	1-30
散会（午前11時26分）	1-30

平成27年 第3回 定例会

田原本町議会会議録

平成27年9月4日

午前10時00分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (13名)

1番 阪東吉三郎君	2番 森井基容君
3番 安田喜代一君	4番 森良子君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 欠員

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原庸雅君 議事係長 森恵啓仁君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 持田尚顕君	総務部参事 北口尚吾君
住民福祉部長 寺田元昭君	産業建設部長 森博康君
上下水道部長 岡努君	秘書広報課長 岡本達史君

監査委員	井上喜一君	教育委員長	後藤田和子君
教育長	片倉照彦君	教育部長	竹島基量君
会計管理者	奥山佳延君	選挙管理委員会 事務局長	北田喜史君
農業委員会 事務局長	山内章司君		

平成27年田原本町議会第3回定例会議事日程

9月4日（金曜日）

- 開　　会（午前10時）
- 町長招集挨拶
- 会期の決定
- 会議録署名議員の選出
- 現金出納検査の結果報告
- 休　　憩（日程の説明）
- 同　第2号　教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 - ・提案理由の説明
 - ・採決
- 発議案の一括上程（発議第6号及び発議第7号の2議案について）
 - ・趣旨説明
 - ・質疑
 - ・討論
 - ・採決
- 報　第14号　平成26年度田原本町健全化判断比率の報告
- 報　第15号　平成26年度田原本町資金不足比率の報告
- 議案の一括上程（議第39号より認第1号までの7議案について）
- 町長より提案理由の説明
- 決算審査特別委員会の設置について
- 決算審査特別委員会の委員選任について

○上程議案の委員会付託について

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開会

○議長（辻 一夫君） ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。
よって、議会は成立いたしました。

これより平成27年田原本町議会第3回定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

町長招集挨拶

○議長（辻 一夫君） 町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。
町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成27年田原本町議会第3回定例会の開会に際しまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、常日頃から町政発展のため、多大なご支援、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。また、公私何かとご多用の中ご出席をいただきまして、今期定例会を開会でき得ましたことに重ねて御礼を申し上げます。次第でございます。

さて、今年は梅雨明け後、暑い日が続き、全国では熱中症により救急搬送された方が多く見られました。これまでには考えられないような気象状況が続いています。本町では、幸いにも大きな災害や水不足などは発生しておりませんが、これからの台風シーズンを迎えるに当たり防災体制に万全を期してまいりたいと考えております。9月に入りまして残暑は残りますが、朝夕は少しずつ過ごしやすくなってまいります。季節の変わり目でもございます。議員各位におかれましても、何かと体調にはご留意をいただきたいと思います。

今期定例会におきましては、平成26年度田原本町各会計歳入歳出決算認定をはじめ2件の報告事項及び7議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

会 期 の 決 定

○議長（辻 一夫君） 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は本日より15日までの12日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、会期は15日までの12日間と決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長（辻 一夫君） お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第126条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。
12番、小走議員、13番、吉川議員、1番、阪東議員、以上3名の方をお願いいたします。

現金出納検査の結果報告

○議長（辻 一夫君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

（監査委員 井上喜一君 登壇）

○監査委員（井上喜一君） 議長のご指名によりまして、去る平成27年6月25日、7月27日及び8月25日に実施をいたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。

一般会計及び各特別会計に属します平成27年5月31日、6月30日、並びに7月31日現在の出納状況について現金出納検査をいたしました。検査日現在の現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計と歳入歳出簿現金残高とが符合し、関係法令を遵守の上、的確に処理されていたことをご報告申し上げます。

以上であります。

○議長（辻 一夫君） 日程説明の間、暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時04分 再開

○議長（辻 一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります。

同第2号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（辻 一夫君） 同第2号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（藤原庸雅君）

同 第2号

教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成27年9月4日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 田原本町大字保津152番地

氏 名 うえだ きよこ
上田 喜代子

生年月日 昭和21年2月26日

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第2号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

本案は、教育委員会の委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字保津152番地、上田喜代子氏、昭和21年2月26日生まれを適任者として任命いたしました。

く、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） ただいま町長より説明のありました教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、上田喜代子君に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、同第2号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、上田喜代子君に同意することに決しました。

発議案の一括上程（発議第6号及び発議第7号の2議案について）

○議長（辻 一夫君） 続きまして、発議第6号、地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書及び発議第7号、平和安全法制関連2法案の廃案を求める意見書の2議案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第6号、地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書及び発議第7号、平和安全法制関連2法案の廃案を求める意見書の2議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第6号及び発議第7号の2議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案については、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、この際、議案の朗読を省略いたしまして各々提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

それでは、順次提出者より趣旨説明を求めます。発議第6号について、5番、古

立議員。

(5番 古立憲昭君 登壇)

○5番(古立憲昭君) おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、今期定例会に提出させていただきました意見書、地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書についての趣旨説明をさせていただきます。

お手元に意見書が届いていると思いますが、いわゆる将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、「地方創生の深化」に取り組むことが必要であります。そういう観点から今回新型交付金の財源確保のために4項目を強く要請させていただきました。

まず第1項目であります。地方創生関連予算措置については、地方財政措置における、1つには「まち・ひと・しごと創生事業費」というのがございます。それと2つ目として、各府省が従来から持つ地方創生に関連する事業補助金がございます。さらに今回、平成28年度に新設する新型交付金と、この3種類がございます。3種類、それぞれ予算の役割分担を明確にするとともに地方創生予算全体を安定的に確保することを求めています。これが第1項目の要請でございます。

次に第2項目でございますが、「まち・ひと・しごと創生事業費(1兆円)」については、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能にする観点から、平成27年度地方財政計画において創設された1兆円が計上されております。この項目におきましては、まち・ひと・しごと創生事業費について、平成28年度以降も恒久財源を確保しつつ、期間については少なくとも総合戦略の期間である5年間は継続し、予算規模については、継続的に少なくとも1兆円程度の額を維持するように第2項目で求めています。

第3項目でございますが、新型交付金については、従来の縦割り事業を越えた取り組みを支援するため、平成28年度に創設されております。この新型交付金の総額については、平成26年度の補正予算で措置された地方創生先行型交付金1,700億円以上の額の確保を求めるとともに、その対象については、もう少し広く活用できるように求めているのが第3項目でございます。

第4項目に関しましては、平成28年度創設の新型交付金事業については、さき

に補正予算で対応した地方創生先行型交付金では、国費が100%でございました。ところが今回は、当初予算で措置する交付金のため、地方負担が生じる可能性があります。現在、国2分の1、地方2分の1となっております。したがって、今計上されておりますのが1,000億円程度なのですけれども、これを地方が負担していくと、事業費ベースで2,000億円ほどになるわけではございますが、残念ながらこの新型交付金において生じる地方負担については、創生事業費1兆円とは別の地方財政措置、いわゆる裏負担として、総務省において確実に確保を求めているのが第4項目でございます。

以上、4項目に関して、地方がさらに地方創生に力を入れて、それぞれ独自の創生計画ができるよう、この計画を要望させていただいております。

議員皆様におかれましては、それぞれご理解をいただきましてご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 続きまして、発議第7号について、9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは発議第7号、平和安全法制関連2法案の廃案を求める意見書について提案理由を申し上げます。

6月議会で、私は平和安全法制につき真摯な議論を求める意見書を発議しました。そのときは「国会中継を見ておりましたが、本当に言葉遊びではないでしょうか」とか「中国が南シナ海で基地的なものをつくっている。本当に厳しい国際情勢の中、こんな横暴なことはやめさせていく。そのために世界の諸外国と手を組んで対抗していかなければならない。集団で物事を解決、抑止力を強めていこうという話である」という反対討論をいただきました。

その後、国会論戦で何が明らかになったのか。3つ述べさせていただきます。

第1に、安倍首相が集団的自衛権行使の具体的事例として説明されていた子どもさんを抱いたお母さんを輸送する米艦のボートが、日本人が乗っていなくても集団的自衛権の行使があり得ることを防衛大臣が認めました。また、ホルムズ海峡の機雷掃海については、イラン政府が封鎖はあり得ないと否定する中で主張できなくなっています。なぜ集団的自衛権行使が必要なのか。これまでの具体例がどれもでた

らめであったことが明らかになりました。

第2には、平和安全法制が自衛隊の軍事行動に歯止めを持たないことが明らかになりました。米軍への軍事支援の際、自衛隊がどんなものを運ぶのかという問いに、クラスター爆弾、劣化ウラン弾、毒ガス兵器、核兵器まで、法律の上では何でも運べるということが明らかになりました。

第3には、自衛隊の内部文書で、アメリカ軍と自衛隊が一緒に行動するための法律上の整備、これが今回の平和安全法制であることが明らかになりました。8月には法律を通して、来年2月には南スーダン、PKOへの駆けつけ警護等の業務拡大が明記されていました。

この間、甥御さんが自衛隊員の方から話を伺いました。田原本町の方ですが、甥御さんが南スーダンのPKOに派遣されたそうです。そのときは責任者から「武器を抱いて寝ろ」「必要があって発砲したときは、私が責任を取る」という指示が出るほど大変厳しい環境だったそうです。PKOから帰ってこられてPTSDで悩んでおられるそうです。

そんな南スーダンで紛争しているところに軍隊が駆けつけたら、敵も味方も分からず重大な被害が出ることは目に見えています。アメリカ軍と自衛隊が一緒に戦場に赴くための平和安全法制関連2法案の廃案を求めることは、多くの町民の思いであります。軍備の増強に軍事的対応を強化することは、軍拡競争になるだけであることは歴史が証明しています。軍事的対応ではなく、双方が話し合いのテーブルについて問題を解決せよと提言することが、地方自治を担う本町議会の果たすべき役割ではないでしょうか。そのためにも国民に説明できない法案は廃案にするよう、国に求める本意見書に賛同をお願いしまして私の提案理由とします。

○議長（辻 一夫君） ただいまの各々の趣旨説明に対し質疑を許します。

まず発議第6号、地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書について質疑ございませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 意見書を出すということは、今財源が確保されていないということが前提じゃないかなと思っているのです。その点で与党のほうから意見書が出ていますので、実際に新型交付金等の財源を確保されないのかと、そういう心配があるのかというところを説明していただきたいと思います。

○議長（辻 一夫君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 1兆円は決まっていたと思う……、ちょっと詳しい、今国会がこれをやっている最中だと思うのですけれども、新型交付金については1,080億円が決まったと聞いています。それから1兆円も、これは確保したと聞いています。

どっちにしても、最終的に来年度の予算に関わってくるので、その辺でそれぐらい、前年度以上の分は確保していただきたいという要望ですので、それに基づいて、これを提案させていただいておりますので、平成28年度の予算が、また秋口に通常国会に出てくると思うのですけれども、その辺できちっと確保してほしいという意味でございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今の説明は概算要求をされたということですよ、予算を確保したのじゃなくて、その点では、新型交付金は1,100億円、1,080億円程度、概算要求したということだと思えますし、ちょっと話が違うのかなと思うのですけども。

やっぱり財源を確保されるのだったら、これを出さなくても良いと思うわけで、与党としてする気があるのか、ないのかというのが、私らは分からない話ですので、そこを分かったら教えてほしいのと。

もう1つは、こういう新しい制度を導入して、そこに重点的にお金を投入すると、その中で各地方自治体で優れた実績を上げたところを取り上げて、トップランナーとして認定して、地方交付税の算定基準をトップランナー方式にしようという動きがあると。これに対しては、全国知事会の会長も「地方は人口や面積、地理的条件など置かれている状況が違う」と。「地方交付税制度では標準的経費という形で算定している」と。「一番良いところに合わせるという状況だけでは、交付税を削るための理屈になる」ということで、公式な場で発言されていまして、その点では、地方創生に係る新型交付金を確保するけども、地方交付税は削られるよということでは困るよということなのですけども、その辺のことは、ここに謳われてないのですけども、どう踏まえてこれを出しておられるのかというのを教えてください。

○議長（辻 一夫君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） これはあくまでも地方活性化が1つの要因となっております。したがって、何て言うのですか、それぞれ地方独自に頑張るための地方創生だと思っておりますので、今言われたように、全国知事会で反対されておられると思うのですが、それは、それぞれの地方公共団体が逃げだと私は思います。そうじゃなくて、それは今までの交付税が削減されていくのは、ちょっと困るのですけれども、それ以上に頑張っている地方にやはりきちっとしてあげることが、より大事なことはないかと私は考えております。

以上です。（「私が最初に聞いた確保が、それに対する前提なのかという話は答えていない」と吉田議員呼ぶ）

財源はこれからでしょう。財源じゃない、その予算に関して、いろんな財源に関しては、これから来年度の予算に入っていきますので。もちろん概算要求でもこれを言っていないといけないですし、それから最終的な予算計上のときも、きちっと先々に言っていないと、そんなもの後で言っても、もう始まってから言っても遅いですから。概算要求の段階から良いことはやっぱり要望していないといけないと思いますので、別に問題はないと思いますけども。

と同時に、これをしなければ地方活性化にはならないし、地方創生に一致してこないのじゃないですか。これをちゃんと、こういうことを要望しておかないと。吉田議員は、もう要らないのかと。地方創生は要らないという判断なのですか。私は逆に質問して良いかどうか知らないですけども、そういうことをちょっと聞きたい。これは地方活性化のための大事な4項目の要請だと考えております。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） まず最初に言いますと、私は、この地方創生については、清濁両方、両面あるだろうということです。私らは野党ですので、国でやることに對してどうするかと。この清濁の「濁」は、なるべくしないで、良いことを盛り込んでいこうという思いで、これには臨ませていただきます、それはね。

ただ、私らの野党が財源確保せよ、財源確保せよと言うのは分かるのですよ。与党がなぜ財源確保せよ、財源確保せよと言わないとやってもらえないのかというところが分からないから、さっきから聞いているのです。

だから私は野党の立場だから、自分らがしてほしいことは、これをやって、やっ

てと言うのは当たり前なのですが、与党であるところが、こんな意見書を出さなかったら確保してもらえないのかというところが理解できないと。そこをさっきから説明してほしいと言っているわけですよ。

それと、全国知事会の山田会長が逃げだと、それはちょっと撤回されたほうが良いと思います。そうじゃないと思いますよ。実情やと思うのですよ。全国を見たら自分のところは良いか分からないけども、全国を見たらでこぼこがあるから、そんなのはやっぱり標準的にやってあげろよということを書いておられると思いますからね。そうじゃなくて、やっぱり各地方、地方で、良いところもあつたら悪いところもあるわけですから、その良いところをどう伸ばしていくかというところは各地方で考えなさいという今回のあれですからね。その点では、今のベースを基本とした上で上積みをしてほしいという要求だったら賛同しやすいということで聞かせてもらっています。そこですよ。そこをちょっと答えてもらえたらと思います。

○議長（辻 一夫君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 我々は与党に入っているのですが、与党の者がこういう要望してはいけないということはないと思うのです。（「いやいや、ないですけども」と吉田議員呼ぶ）

でしょう。そうしたら、我々自民党と公明党は必ずも全部が100%一緒ではないわけです。だからその違いの部分があるから、こういう意見書を出してより実現していこうというのが、私ども公明党ですので。別にそれは与党だから、野党だから関係はないと思います。

それともう1つは、私はやっぱり一番大事にしたのは、地方が頑張っているところに……、おっしゃるように、それによって削減は、これはちょっとあまり良くないと思いますけども、それはまた別個の話であって、私は頑張っているところに対しては、きちっと上げるほうが良いと思いますので。

だから今回はやっぱり全体的な部分として、これだけはきちっとやってくださいよと。地方が頑張っているところに、きちっとこれだけの財源がいくように確保してくださいよという意味で要望を上げているという意味ですので。（「意見書ね」と吉田議員呼ぶ）

はい、そうです。

○議長（辻 一夫君） ほかに。12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） 一応お聞きしてね、この「まち・ひと・しごと」で、これは本当に良い施策で、この地方創生のために、本当にしっかりやっていないといけないと、そういうことが大前提です。

ただ、このいろいろな施策の中で各省庁、いっぱいたくさん項目があるのですね。これをもう順次やるということで表明し、予算も取っているわけですから。これを意見書で、さらに今おっしゃるのは、この新型交付金2,700億円、これを毎年せよと。この新型交付金2,700億円は準備のための平成26年度の予算であって、今後、別に要るものではない。今後はもう実施の段階だからね。その残り7,000億余りが平成27年度の予算としてついていくわけですね。これを毎年2,700億円をつけよと、こういう話。そして地方自治体が要求するものについて、国の補助金なしに、すべて国で賄えよと、こういうお話だったと思います。

ただ、それをすべてそういうことにすると予算がいくらあっても足りないしね、やはり地方がまさに努力をして、知恵を絞って努力をしてやっていく上で、すべてを国が賄っていたら、要求だけして努力をしないと、こういう結果にもなるわけで、まさにばらまきの1つになる可能性がある。やっぱり一生懸命、半分でも、当然2分の1でも、自分のところでその段取りをし、やっぱり出して値打ちのある施策をするため、そのためにも、やはり地方も負担はすべきであると、案を出したところも負担すべきであるということからすると、半分は国でということも、ちょっといかがなものかなと。あるいは、一応与党として良い施策をやるのだからね、そのことについて、やると言っているのに、さらに、ではもっと良いことだけれども、もっと予算をつけよということは、意見書の要望として、ちょっと僕もいかがなものかなと思います。

以上です。（「質問と違いますよ」と呼ぶ者あり）

で、このね……。質問するつもりでした。この2,700億円ね、ずっと毎年、これはそれなら付けないといけないものですかね。

○議長（辻 一夫君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 今、2,700億円と言われたましたね。（「いや、それは古立議員が言われた金額」と小走議員呼ぶ）

いやいや、私は新型交付金に関しては、国が1,000億円です、2分の1で。地方負担が1,000億円で、事業費ベースでは2,000億円になるということです。そういう意味です、新型交付金に関しては。

だから結局、先行型は1,700億円、100%国でもってくれましたので、できた部分もあったと思うのですが、やっぱり地方負担となってくると、ちょっとやっぱりしんどい自治体も出てくると思いますので。できることならば、いろんな地方財政措置をしていただいとということです。100%もってもらうのはありがたいですけども、それができなければ地方財政措置をしていただきたいと、いわゆる裏負担という部分ですかね。その辺をしていただきたいという意味で意見書を出したという意味ですので。お分かりになりますか。

○議長（辻 一夫君） よろしいですか。（「はい、結構です」と小走議員呼ぶ）

ほかにありませんか。1番、阪東議員。

○1番（阪東吉三郎君） ちょっと教えてください。この新型交付金ですが、国が1,000億円、それから地方が1,000億円、これは5年間のトータルですか。それとも毎年ということなのですか。

○議長（辻 一夫君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 5年間で、毎年です。（「毎年1,000億円ずつ」と阪東議員呼ぶ）

はい、そうです。

○議長（辻 一夫君） 1番、阪東議員。

○1番（阪東吉三郎君） そうしますと、奈良県は大体100分の1ですね、パーセンテージ。（「大体何でもそうですよね」と古立議員呼ぶ）

ということは、1年の予算の地方負担が1,000億円としますと、10億円ということになりますね。10億円の奈良県の負担としますと、田原本町では、例えばそれから類推すると、どれぐらいになるのですか。

○議長（辻 一夫君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） そこまで詳しく、田原本町がいくらというところまでは、ちょっと申し訳ないですけども、計算していませんのでご理解ください。

○議長（辻 一夫君） よろしいですか。（「はい、分かりました」と阪東議員呼ぶ）

ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) 次に発議第7号、平和安全法制関連2法案の廃案を求める意見書について、質疑ございませんか。12番、小走議員。

○12番(小走善秀君) ちょっと教えてください。「国家統制を許さないよう地方自治制度を憲法に謳った」と、こういう記述があるのですが、ちょっとこの辺、説明いただけますか。

○議長(辻 一夫君) 9番、吉田議員。

○9番(吉田容工君) 戦前の憲法には地方自治制度がなかったわけです。そこで今の憲法をつくる時に、戦争放棄と国民主権と基本的人権という3つの柱を定めたと。それとともに地方自治という制度をつくったわけです。地方自治制度ということとは、国、県、市町村があるのじゃなくて、国と県、市町村は同等ですよという形の地方自治制度をつくったということが、第二次世界大戦という戦争に全体を巻き込む法律体制を憲法としても、なるべく避けるための制度として地方自治も盛り込んだという理解をしています。

○議長(辻 一夫君) 12番、小走議員。

○12番(小走善秀君) これだけを見たら、地方自治制度は国が全く関与しないという国家統制を許さない地方自治制度を憲法に謳っていると、こういう書き方なのですけども。憲法の中には、地方自治は「自治」で謳っているけども、法律の範囲内でやれと、こういうことですよ、憲法第92条かな。ということだから、ちょっとこの記述は、あまりにもパッと見たときに、これが憲法にも地方自治優先で国が全く関与できないというような書き方になっているのでね、ちょっとここはおかしいなと思います。もうちょっと正確に、地方自治も謳っているけども、国が関与しないということではないと、その辺は思います。

それと下のほうで、「戦争やテロの心配をせざるを得ない状態になると、われわれの努力が水泡に帰す。」と、この記述なのですが、「われわれの努力」というのはどういう努力なのか。その辺をちょっと教えてくださいませんか。

○議長(辻 一夫君) 9番、吉田議員。

○9番(吉田容工君) まず、「国家統制を許さない」というのは、地方は国と全く

関係ないですよじゃなくて、国と地方は対等ですよという意味合いを持っています。

それと、「われわれの努力」というのは、まちづくりの努力です。ですから一生懸命まちづくりをしていますが、大きな爆発、まあ工場の爆発は別としてですね、そういうテロ行為等で本当に爆発したら、何もかもが潰されてしまうということで、「われわれの努力」という意味で載せさせてもらいました。

○議長（辻 一夫君） 12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） ちょっとその辺は分かりにくいというか、極めて。これは「戦争やテロの心配をせざるを得ない状態になると」、それで今までした努力ね。この戦争とかをしないで、今まで平和にきたことに対して、我々が努力したという意味のように書いてあるわけだけでも、ちょっと意味合いが違うかなと思いますね。うん。ということで、はい、分かりました。

○議長（辻 一夫君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。11番、松本議員。

（11番 松本美也子君 登壇）

○11番（松本美也子君） 発議第7号、平和安全法制関連2法案の廃案を求める意見書に反対の討論をさせていただきます。

5月15日、平和安全法制の関連法案が国会に提出をされました。平和安全法制の関連法案は、新法の「国際平和支援法」と自衛隊法改正案など10の法律の一部改正をまとめた「平和安全法制整備法案」の2法案からなります。

内容別に整理しますと、「日本の平和及び安全の確保」と「国際社会の平和及び安全の確保」の2分野になります。憲法第9条が認めているのは自国防衛のための武力行使であり、他国防衛のための集団的自衛権の行使は禁じています。この政府解釈の論理の根幹は今回の平和安全法制でも一切変更されていません。

昨年閣議決定では、もっぱら他国防衛にならないための明確な歯止めとして新3要件を定めました。「自衛の措置」の新3要件は、あくまでも自国防衛のための

自衛隊による武力行使が許される要件であり、憲法の専守防衛の大原則の枠内です。自衛隊が武力行使を許されるのは、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が国民に及ぶことが明白な場合に限られます。自衛隊が海外で武力行使をすることはできません。海外での武力行使（いわゆる海外派兵）を禁じた憲法第9条の政府解釈は何ら変えていません。そのため国際社会の平和と安全のために自衛隊が実施する貢献は武力の行使であってはならず、国連平和維持活動（PKO）や国際平和のために活動する外国軍隊への後方支援活動に限定されます。特に輸送や補給などの後方支援の場合、現に戦闘が行われている場所では実施しません。現実活動を行う期間について戦闘行為がないと見込まれる地域を指定して自衛隊を派遣します。そのため、自衛隊の後方支援が他国軍隊の武力行使と一体化することはありません。自衛隊が外国の戦争に参加することはあり得ません。

公明党は自衛隊の「海外派遣の3原則」を提起し歯止めをかけました。

1、「国際法上の正当性の確保」については、国連決議、または関連する国連決議であることが絶対条件です。

2、「国民の理解と国会関与など民主的統制」については、国会の例外なき事前承認を義務づけ、さらに派遣が2年を超える場合にも国会の再承認を必要としました。

3、「自衛隊の安全確保」については、隊員の安全確保のため、国会承認の前提となる基本計画の段階で安全性が確保されているかなどもチェックできるようにしました。

世界のどこでも米軍と行動を共にし、米軍を支援できるなどの批判は、支援の目的、趣旨、厳格に定められた要件、手続きなどを全く無視した極めて短絡的な主張と言わざるを得ません。

今世紀に入り、国際社会におけるパワーバランスが大きく変化すると同時に、グローバル化と技術革新が急速な進展を見せています。これを背景として大量破壊兵器や弾道ミサイル、国際テロ組織、サイバー攻撃といった脅威が高まり、リスクが多様化しています。この状況において、国民の生命、自由、幸福追求の権利を守るために切れ目のない安全保障体制を整備することが重要です。そのための平和安全法制です。日本の平和と安全を守るといっても大切なのは紛争を未然に防ぐための

平和外交努力です。この努力を尽くす中で、安政法制整備による抑止力の強化も紛争の未然防止につながります。

戦後70年間、日本は平和憲法のもとで専守防衛に徹し、他国に脅威を与える軍事大国にはならず、非核3原則を守るとの安全保障政策の基本方針を堅持してきました。この根幹は今後も一切変わりません。

よって、発議第7号、平和安全法制関連2法案の廃案を求める意見書に反対します。（公明新聞の記事より一部抜粋）

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。12番、小走議員。

（12番 小走善秀君 登壇）

○12番（小走善秀君） 平和安全法制関連2法案の廃案を求める意見書に対し、反対意見を述べさせていただきます。

平和安全法制廃案とのことですが、これで日本国民を守れるのでしょうか。この平和安全法制が必要な理由は、日本を取り巻く安全保障環境が劇的に変化しているからであります。特に私たちの暮らしや経済に重要な影響を与える海上輸送路、つまりシーレーンですね、これは危機に直面し、中国は東シナ海で軍事転用できる海洋プラットフォームを増設し、南シナ海では岩礁を埋め立て巨大な軍事基地を相次ぎ建設し、周辺諸国の反対を無視して、国際法にも違反して、力による現状変更を押し進めています。

このような国際情勢の危機性を認識し、日米安保条約の重要性を認める世論は実に8割を超えています。日米安保を真に機能させ、抑止力を高めること、戦争を起こさせないためにも安政法制が必要であります。

この意見書の中には、「日本にテロを呼び込む自衛隊の任務拡大は多くの国民が望まない」と記載されております。

安政法制、これは自衛隊が現在法律に根拠がなければ出動することも、訓練することすらもできない状況です。国民の命と平和と暮らしを守るため、法律の隙間とされてきた部分を埋めることで抑止力を高め、いざというときに国民を守る体制を整備するものです。

衆議院で可決後の世論調査で、政権支持率は46%、不支持は40%、この結果から見ても安政法制を望んでいるということでございます。

「そして、戦争をしない国づくりが70年間続けられた結果、戦争を心配することなく」という記述がございます。

日米安全保障条約によるアメリカの核の傘の下、その抑止力により守られてきて、軍事費を使わないで経済発展に注ぎ込めたと。その結果、今の経済成長があるわけでありませぬ。

そして、「戦争やテロの心配をせざるを得ない状況になる」云々ということですが、今もこの心配、テロ、その他戦争の心配が常にあるわけですね。この今の世界情勢の中で、日本人がテロリストに殺されたり、日本の企業が襲われたり、また国内で日本人が拉致され、いまだに拉致されたままであります。この法案の前からずっとこの脅威は続いているわけでございます。今後も戦争やテロの心配なく暮らせる町で地方自治を発展させるため、そのためにも安全法案が必要であります。

原油が来なくなり、電気料が高騰し、町内の企業、そして農業者の方々、ハウス栽培についても大変な電力がかかります。そういう中で、経済にも本当に大きな打撃を受けることが今後予想されます。これから先、そんな危険が待ち受けている北の拉致が今も続いているわけで、海上保安庁の船が中国の船に体当たりされても威嚇射撃すらできない状況、そして小笠原諸島のサンゴを盗られても見守るだけ、これが現在の日本の国です。

過去に北方領土、北海道の先、ここで日本の漁船がソ連の船から発砲されて1人が命を落とされました。このことについて元海上保安庁の長官の方が、「このことについては、領土を越え違法行為をされたのだから仕方ない」というコメントを聞いたことがあります。違法操業しただけで殺され、国家として何も言えない、こんな状況、これが日本の今の状況であります。南シナ海の状況を見るにつけ、尖閣や中間線、いつ中国の領土であると言われるやもしれませぬ。そんなとき日本が、このままで日本の安全、国民の命が守れるのかという疑問が残ります。

国会は国民の安全と国家の安全を守る責任を担っております。現実に基づいた議論を重ね、平和安全法制を速やかに成立させるべきです。この意見書には断固反対でございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。11番、松本議員。

（11番 松本美也子君 登壇）

○11番（松本美也子君） 発議第6号、地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書について賛成討論をさせていただきます。

人口の高齢化や減少が進む地域を元気にするため、全国の自治体が地方創生に取り組んでいます。地方創生の進化に向けては、今後「地方版総合戦略」の策定推進とともに、地方財政措置や新型交付金など継続的な支援と、その財源確保が重要となります。そこで「まち・ひと・しごと創生事業費」と関連事業、補助金、新型交付金の役割分担を明確にするとともに、財源を確保することなど必要な施策を行うよう強く要望いたします。

政府は、その支援策として、平成28年度の当初予算で創設する新型交付金の額を1,000億円超にする基本方針を決定いたしました。支給対象は、地方創生に関する今後5年間の政策と数値目標を盛り込んだ「地方版総合戦略」を平成28年3月末までに策定した都道府県と市町村です。新型交付金は補正予算で対応した「地方創生先行型交付金」（国費10分の10）と違い、地方負担が生じる可能性があります。（国2分の1、地方2分の1）。

金額も平成26年度補正予算に盛り込まれた規模を下回ります。人口減少、高齢化、東京一極集中ほか、立ちはだかる課題が大きく一朝一夕で解決できるものではありません。

新型交付金は、地方創生を安定的に支援するための財源です。その上で国に検討していただきたいのは、規模の小さな自治体へのきめ細かい配慮です。全国町村会や全国町村議会議長会など「地方6団体」は、新型交付金を使った事業の自治体負担の軽減措置等を要望されています。地方創生の実現を急がなければならない自治体ほど財政事情は厳しく、個別の状況に応じた財政措置も必要かと思われます。特に小規模な市町村は「地方版総合戦略」に携わる人件費やハード事業にも活用できるなど、地方にとって使い勝手の良いものにしていただきたいと強く要望いたします。地方自治体がそれぞれの「地方版総合戦略」に沿った施策を着実に実行できるよう、国の支援を強く求めます。

以上の観点から発議第6号、地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意

見書に賛成いたします。（公明新聞から一部抜粋）

○議長（辻 一夫君） 4番、森議員。

（4番 森 良子君 登壇）

○4番（森 良子君） 平和安全法制関連2法案の廃案を求める意見書について賛成討論をさせていただきます。

皆さん、ご存じのように、8月30日、国会を12万人の人々が包囲し、全国でも100万人が行動を起こしています。

（平成27年8月30日付け しんぶん赤旗 特別号外の紙面を壇上より示す）

この号外でも3万5,000部という膨大な数が、大阪、国会で配布されたと言われております。30分ほどでそのぐらい配布されたと聞いております。

この法案に対して、不安と怒りを抱き、じっとしておれないという声と行動が、若者、女性、弁護士、学者、研究者、宗教者、NGOなど、各分野、各層で、空前のスピードと規模で広がっております。

デモに参加した19歳の女性は「無関心がどれほど楽で、そしてどれほど恐ろしいことなのか、今ならよく分かります」と言っています。

この法案は、アメリカが起こすあらゆる戦争に自衛隊が参戦、軍事支援するものです。日本共産党が暴露した陸海空自衛隊を束ねる統合幕僚監部作成の内部文書は驚くべき内容です。国会で審議中にもかかわらず、8月中の成立、来年2月の施行を前提に新ガイドラインの実施を計画しています。国民の命と暮らしを守るどころか、国民、国会を無視し、憲法を日米同盟に従属させる戦後最悪の戦争法案です。

先ほども反対討論で脅威論、抑止力など、いろいろと述べられましたが、この事態になっていることは、私は日本政府の外交のまずさが原因ではないかと思えます。多くの国民が反対している、この法案は廃案にするしかありません。

各議員の皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） 私は発議第6号、地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書に賛成の立場で討論させていただきます。いろいろありますけれども

ね。

地方版総合戦略の基本目標は4つありまして、1つは地方における安定した雇用の創出、2つ目が地方への新しい人の流れをつくる、3つ目が若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、4つ目は時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する。

ここには住民要求に基づいた積極的な内容をこれから組み込みたいなど、そのためには今後の議会で発言を重ねさせたいと思っています。

ただ、この地方創生分野に注力する代わりに、先ほど申しましたが、地方交付税制度の改悪とも受け取れるトップランナー方式への変更が狙われています。これに対し全国知事会の山田会長は「地方は人口や面積、地理的条件など、置かれている状況が違いますので、地方交付税制度では標準的経費という形で算定している。一番良いところに合わせるだけでは交付税を削るための理屈になる」と発言されています。

私は、地方交付税は従前どおり確保することを強く求めた上で、ここが大事ですね、新型交付金等の財源を確保することを求める意見書に賛成します。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第6号、地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

続きまして、発議第7号、平和安全法制関連2法案の廃案を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 賛成少数と認めます。よって、本議案は否決されました。

報第14号 平成26年度田原本町健全化判断比率の報告

報第15号 平成26年度田原本町資金不足比率の報告

○議長（辻 一夫君） 続きまして、報第14号、平成26年度田原本町健全化判断比率の報告及び報第15号、平成26年度田原本町資金不足比率の報告についての2議案を議題といたします。

お諮りいたします。報第14号及び報第15号の2議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、報第14号及び報第15号の2議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より報告議案の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。町長より報告議案の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、平成27年田原本町議会第3回定例会に提出させていただきました議案のうち、報告事項について概要の説明を申し上げます。

報第14号及び第15号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、平成26年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見を付して報告するものでございます。

健全化判断比率の4指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字であったため該当いたしません。

次に実質公債費比率は6.5%、将来負担比率は43.8%となりました。

前年度と比較いたしますと、実質公債費比率は0.8ポイント、将来負担比率は0.5ポイント、それぞれ改善しております。これら健全化判断比率の財政4指標は、いずれも早期健全化基準を下回っております。

次に資金不足比率につきましては、水道事業会計及び公共下水道事業特別会計ともに資金不足は生じていないので該当せず、これについても経営健全化基準を下回っております。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） ただいまの町長の報告議案の説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

報第14号、平成26年度田原本町健全化判断比率の報告及び報第15号、平成26年度田原本町資金不足比率の報告については議会の承認事項ではありませんので、以上でご了承をお願いいたします。

議案の一括上程（議第39号より認第1号までの7議案について）

○議長（辻 一夫君） 続きまして、議第39号、平成26年度田原本町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてより、議第44号、国保中央病院組合規約の変更について及び認第1号、平成26年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についてまでの7議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、議第39号、平成26年度田原本町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてより、議第44号、国保中央病院組合規約の変更について及び認第1号、平成26年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についてまでの7議案については、一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、こ

れにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長(寺田典弘君) 議長のご指名によりまして、平成27年田原本町議会第3回定例会に提出させていただきました各議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

議第39号、平成26年度田原本町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、平成26年度の未処分利益剰余金2億5,754万997円のうち、600万円を減債積立金に、4,099万7,528円を建設改良積立金に積み立て、残額2億1,054万3,469円を資本金に組み入れるもので、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第40号、平成27年度田原本町一般会計補正予算(第2号)につきましては、補正予算額は1億7,887万8,000円の増額で、予算総額は134億812万8,000円となります。

補正の内容といたしましては、第3款民生費、1億5,887万8,000円の増額は、認知症高齢者グループホーム等の開設準備経費及び施設等整備促進に対する補助金でございます。

また、第4款衛生費、2,000万円の増額は、清掃工場の焼却炉耐火物等の修繕料でございます。

財源については、県支出金及び繰越金でございます。

次に、議第41号、田原本町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が本年10月5日に施行されることに伴い、個人番号を含む個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項等を定めるための所要の改正でございます。

次に、議第42号、田原本町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、交付、

再交付が終了する住民基本台帳カードの手数料に関する規定を削除するため改正するものでございます。

次に、議第43号、田原本町道路線の認定及び廃止につきましては、3路線の認定と1路線の廃止をするもので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第44号、国保中央病院組合規約の変更につきましては、組合の機動的運営を図るため、責任と権限を有する常勤の副管理者を新たに設置するとともに、組合構成町の意向を反映し、適正かつ円滑な組合運営を図る組織体制とするため、議会の議員の選出方法を構成町の議会に委任するとともに、副町長等で構成する経営協議会を新たに設置するもので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、認第1号、平成26年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものであります。

各会計の決算の概要でございます。

一般会計は、歳入総額127億1,716万1,000円で、歳出総額117億8,371万3,000円となり、歳入歳出差引額は9億3,344万8,000円であり、翌年度に繰り越すべき財源5,621万3,000円を除く実質収支は8億7,723万5,000円となりました。

国民健康保険特別会計は、歳入総額が38億5,336万3,000円で、歳出総額は33億7,459万7,000円となり、歳入歳出差引額は4億7,876万6,000円となりました。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、歳入総額が251万6,000円で、歳出総額は151万8,000円となり、歳入歳出差引額は99万8,000円となりました。

公共下水道事業特別会計は、歳入総額及び歳出総額は同額の16億4,637万9,000円となり、歳入歳出差引額はゼロでございます。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額が3億7,553万円で、歳出総額は3億7,451万円となり、歳入歳出差引額は102万円となりました。

介護保険特別会計は、歳入総額が24億1,697万3,000円で、歳出総額は23億8,124万8,000円となり、歳入歳出差引額は3,572万5,000円であり、翌年度に繰り越すべき財源180万9,000円を除く実質収支は3,391万6,000円となりました。

磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計は、歳入総額が1,725万5,000円で、歳出総額は1,462万3,000円となり、歳入歳出差引額は263万2,000円となりました。

水道事業会計については、収益的勘定による収入総額が9億164万6,000円、支出総額は8億5,113万7,000円で、消費税を差し引いた純利益は4,699万8,000円となり、前年度からの繰越欠損金1億633万2,000円及びその他未処分利益剰余金変動額3億1,687万5,000円を加えた当年度未処分利益剰余金は2億5,754万1,000円となっております。

資本的勘定は、収入総額が1億1,826万8,000円、支出総額は2億8,934万1,000円となり、収入支出差引額は1億7,107万3,000円の不足となり、過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしております。

以上、今期定例会に提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。

何とぞ慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、町長の提案理由の説明を終わります。

決算審査特別委員会の設置について

○議長（辻 一夫君） それでは本定例会に一括上程されております議案のうち認第1号、平成26年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

去る8月28日に開催されました議会運営委員会において協議をいたしました結果、総合的な見地から慎重な審議を要するものと考えられますので、本件については7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、本件については7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決

しました。

委員の選任のため暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（辻 一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員選任について

○議長（辻 一夫君） お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、委員の選任については、議長より指名いたします。

氏名については事務局長より発表させます。

○議会事務局長（藤原庸雅君） それでは発表いたします。

決算審査特別委員会、構成人員は7名でございます。

委員を朗読いたします。なお、順不同、敬称は省略させていただきます。

植田昌孝、吉田容工、竹邑利文、西川六男、森 良子、森井基容、阪東吉三郎。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） ただいま指名いたしました委員より正副委員長の選出をお願いしたいと思っておりますので、暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（辻 一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算審査特別委員会の正副委員長の選出について協議いたしました結果を事務局長に発表させます。

○議会事務局長（藤原庸雅君） 発表いたします。

決算審査特別委員会、委員長、竹邑利文委員、副委員長、吉田容工委員。

以上でございます。

- 議長（辻 一夫君） ただいま事務局長から発表がありましたとおり互選されましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

上程議案の委員会付託について

- 議長（辻 一夫君） それでは一括上程されております本議案につきましては、各所管の委員会及び決算審査特別委員会に各々付託いたしまして、休会中に審査を願うことにいたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よつて、各所管の委員会及び決算審査特別委員会に各々付託いたしまして休会中に審査を願うことにいたします。

なお、委員会別の付託議案につきましては、事務局長に朗読させます。

- 議会事務局長（藤原庸雅君） それでは委員会別付託議案を朗読いたします。

議第39号、平成26年度田原本町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、決算審査特別委員会。

議第40号、平成27年度田原本町一般会計補正予算（第2号）につきましては、厚生建設委員会。

議第41号、田原本町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、総務文教委員会。

議第42号、田原本町手数料条例の一部を改正する条例から議第44号、国保中央病院組合規約の変更についての3議案につきましては、厚生建設委員会。

認第1号、平成26年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、決算審査特別委員会。

以上でございます。

- 議長（辻 一夫君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午前11時26分 散会